

日本臨床検査医学会学会賞に関する規定

平成 14 年 11 月 22 日 制定
平成 15 年 10 月 28 日 一部改定
平成 15 年 12 月 13 日 一部改定
平成 16 年 4 月 17 日 一部改定
平成 16 年 8 月 21 日 一部改定
平成 17 年 8 月 20 日 一部改定
平成 19 年 12 月 22 日 一部改定
平成 20 年 8 月 23 日 一部改定
平成 20 年 11 月 8 日 一部改定
平成 21 年 8 月 8 日 一部改定

(目的)

第 1 条 日本臨床検査医学会(以下「本法人」という)に学会賞を設け本法人に所属し優れた業績をあげた会員に対して、本法人学会賞を授与することにより、臨床検査医学(臨床病理学、病態検査学、臨床検査診断学等)、(以下「臨床検査関連領域」)の学術研究活動の推進を図ることを目的とする。

(学会賞)

日本臨床検査医学会学会賞として以下のものを定める。

- 1) 学術賞 (Scientific Award)
臨床検査関連領域で最も優れた業績をあげた会員 1 名に授与する。
- 2) 生命科学賞 (Life Science Award)
積水メディカル(株)より基金を受けている賞であり、学術賞に準ずる会員 1 名に授与する。
- 3) 優秀賞 (Extinguished Research Award)
シスメックス(株)より基金を受けている賞であり、学術賞に準ずる会員 1 名に授与する。
- 4) Bergmeyer-Kawai 賞 (Bergmeyer-Kawai Award)
ロシュ・ダイアグノスティックス(株)より基金を受けている賞であり、本法人の発展に多大な貢献をしている会員 1 名に授与する。
- 5) 奨励賞 (Young Investigator Award)
本法人主催の学術集会での筆頭発表者および「臨床病理」誌の原著論文の筆頭著者として優れた業績を示した会員若干名に授与する。年齢制限は特に加えない。
- 6) 優秀論文賞 (Outstanding Article Award)
過去 1 年間に本法人「臨床病理」誌の原著論文において、優れた発表をした会員若干名に授与する。年齢制限は特に加えない。

第 2 条 学会賞の対象者は、応募時に以下の学会入会歴を満たすものとする。

- 1), 2), 3), 4)各賞は満 5 年以上、奨励賞

については満 3 年以上、優秀論文賞については 1 年以上の会員歴が必要である。

なお、1), 2), 3)各賞の対象者として、原則的に教授職および教育研究機関の部長職は除くこととする。また、1), 2), 3)各賞の重複受賞は不可とする。

奨励賞と優秀論文賞は重複受賞は可とするが、同一年度に奨励賞と優秀論文賞を同一人に授与することはしない。

Bergmeyer-Kawai 賞は自薦、他薦を問わない。

(学会賞委員会)

第 3 条 本法人に学会賞を審査および選考するため、日本臨床検査医学会学会賞委員会(以下「学会賞委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第 4 条 委員会に委員長 1 名、委員 4 名～8 名をもって組織する。
- 2 委員長は、学術担当理事が任命する。
 - 3 委員は、委員長が推薦し理事会が承認する。
 - 4 委員長および委員の任期は 2 年とし、重任は妨げない。
 - 5 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を要請し、意見を述べさせることができる。

(応募申請)

第 5 条 学会賞の交付を受けようとする会員は、次の関係書類を理事長に提出する。

- 1 学会賞応募申請書
- 2 研究業績調書

ただし、優秀論文賞は臨床病理誌の原著論文より選定されるため、申請の必要はない。

- 2 原則として、一推薦者(一施設)より、学術賞、生命科学賞、優秀賞、Bergmeyer-Kawai 賞を含めて 1 名、奨励賞 1 名の推薦とする。

(選考)

第6条 学会賞の選考は、基本的に学会賞委員会で行い、必要があれば学術推進化委員会に諮問し、受賞候補者を決定する。

ただし、優秀論文賞については、原則として、過去1年間に臨床病理誌に掲載された原著論文を対象として、編集委員会で審査選定し、学会賞委員会に推薦を行うものとする。

2 受賞候補者を理事長に報告する。

3 理事長は、各受賞候補者を理事会に報告し、各受賞者を決定する。

(表彰)

第7条 学会賞に対する表彰は、原則として学術集会 学会賞受賞講演時に行い、各受賞賞金は、次のとおりとする。

1 学 術 賞 50万円

2 生命科学賞 30万円

3 優 秀 賞 30万円

4 Bergmeyer-Kawai賞 50万円

5 奨励賞、優秀論文賞は若干名を毎年の受賞者とし、各受賞10万円

(受賞講演・総説執筆)

第8条 各受賞者(Bergmeyer-Kawai賞、奨励賞、優秀論文賞は除く)は、学術集会において受賞講演を行うとともに、受賞テーマに関して総説論文を臨床病理誌に執筆するものとする。

(附則)

第9条 この規定は、平成5年1月1日制定の規定を廃止し、新たに規定を制定するものである。

2 この規定の改定は、理事会の承認を得なければならない。

3 この規定は、平成22年1月1日から施行する。